

2024年10月11日

株主各位

大阪府大東市中垣内七丁目7番1号  
船井電機・ホールディングス株式会社  
代表取締役 古寺誠一朗

船井電機株式会社  
臨時株主総会に関する提案書

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、会社法第319条第1項の規定に基づき、下記のとおり株主総会の目的である事項についてご提案いたします。本提案に対して、議決権を行使することができる株主全員の同意が得られずと、株主総会を開催せずに本提案を可決する旨の株主総会決議があったものとみなされることとなります。

つきましては、本提案についてご検討いただき、ご同意いただける場合は、添付の同意書にご記入ご捺印のうえ、2024年10月11日までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

株主総会の目的である事項

第1号議案 取締役3名選任の件

当社の取締役として次の者を2024年9月27日に選任していることを追認すること。

取締役候補者 原田義昭

取締役候補者 古寺誠一朗

取締役候補者 古寺真浄

第2号議案 代表取締役の選任の件

当社の代表取締役として次の者を2024年9月27日に選任していることを追認すること。

代表取締役候補者 原田義昭

以上

2024年10月11日

船井電機・ホールディングス株式会社 御中

東京都千代田区外神田4丁目11番5号  
船井電機・ホールディングス株式会社  
代表取締役 古寺誠一郎



株主総会決議事項についての株主提案に対する同意書

当社は、会社法第319条第1項の規定に基づき、2024年10月11日付貴社「船井電機株式会社臨時株主総会に関する提案書」により提案を受けた下記の株主総会の目的である事項について、2024年10月11日付で同意します。

記

株主総会の目的である事項

第1号議案 取締役3名選任の件

当社の取締役として次の者を2024年9月27日に選任していることを追認すること。

取締役候補者 原田義昭

取締役候補者 古寺誠一郎

取締役候補者 古寺真浄

第2号議案 代表取締役の選任の件

当社の代表取締役として次の者を2024年9月27日に選任していることを追認すること。

代表取締役候補者 原田義昭

以上

## 臨時株主総会議事録

1. 株主総会の決議があったものとみなされた日  
2024年10月11日
2. 株主総会の決議があったものとみなされた事項の提案者  
株主 船井電機・ホールディングス株式会社
3. 議事録の作成に係る職務を行った取締役  
取締役 古寺 真浄
4. 議決権を行使することができる株主の総数  
1名
5. 議決権を行使することができる株主の議決権の数  
3,131,260個
6. 株主総会の決議があったものとみなされた事項の内容  
下記のとおり

## 記

## 株主総会の目的である事項

## 第1号議案 取締役3名選任の件

当会社の取締役として次の者を2024年9月27日に選任していることを追認すること。

取締役候補者 原田義昭

取締役候補者 古寺誠一郎

取締役候補者 古寺真浄

## 第2号議案 代表取締役の選任の件

当会社の代表取締役として次の者を2024年9月27日に選任していることを追認すること。

代表取締役候補者 原田義昭

以上

2024年10月11日付で船井電機・ホールディングス株式会社が議決権を行使することができる当会社の株主全員に対して上記株主総会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、2024年10月11日までに議決権を行使することができる株主全員から書面により2024年10月11日付で同意する旨の意思表示を得たので、会社法第319条第1項に基づき、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、株主総会の決議の省略を行ったので、株主総会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、議事録作成者が次に記名押印する。

2024年10月11日

船井電機株式会社 臨時株主総会



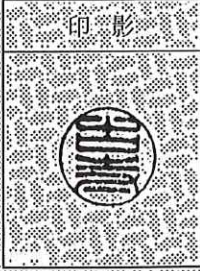
議事録作成者・取締役 古寺 真浄



個人実印



# 印鑑登録証明書

	氏名	古寺 真浄	
	旧氏		
	生年月日	[REDACTED]	
	住所	東京都中央区 [REDACTED]	
	備考		

中五

この写しは、登録された印影と相違ないことを証明します。

令和 6年 9月 14日

中央区長

山本 泰人



この用紙は複製防止用紙で黒色の電子公印を使用しています。

1310220240911500000000000010000276877000085250236